

県の主な保証制度

(前頁より)

保証制度名	対象者	保証限度(千円)	資金使途・保証期間	貸付利率	保証料率(年率) (責任共有保証料率)
東日本大震災復興資金保証 ※(借換可)	東日本大震災復興緊急保証制度の要件を満たす県内に事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれかに該当する方 1. 直接被災者で、罹災証明を受けた方 2. 間接被災者で震災発生後の最近3ヶ月につき、震災の影響を受ける直前の同期比10%以上売上が減少しており、市町村等からの証明を受けた中小企業者 ※ただし、資金使途が限定されます。	80,000	運転資金・設備資金 15年以内 (据置、3年以内)	10年以内 1.90%以内 10年超15年以内 2.10%以内	0.80%
経営者保証 非提供促進資金	法人である中小企業者であって、経営者保証の提供を希望せず、一定の要件(債務超過でない、2期連続で経常赤字でない等)に該当する中小企業者	80,000 セーフティネット保証は別枠で80,000千円	運転資金・設備資金 10年以内 (据置、1年以内)	3年以内 2.45%以内 3年超10年以内 2.65%以内	責 0.7%~1.95% うち、経営者保証非提供に伴う上乗せ保証料は、0.25%又は0.45% ~R9.3.31申込分については、国が0.05%を補助
いわて事業承継促進資金保証	一定の要件を満たし事業承継を目的とする中小企業者	80,000	運転資金・設備資金 10年以内 (据置、1年以内)	3年以内 2.30%以内 3年超10年以内 2.50%以内 (変動金利)	責 0.45%~1.5% 専門家の確認を受けた場合県が全額補助
中小企業災害復旧資金	災害救助法の適用を受けた市町村区域(知事が特に認める災害を含む)において、事業所等が罹災した中小企業者	10,000	運転資金・設備資金 10年以内 (据置、3年以内)	3年以内 1.8%以内 3年超10年以内 2.0%以内	責 0.45%~1.5% セーフティネット保証(1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号) 0.6% ※県が全額補助
小口事業資金保証	普通小口 資金保証	20,000 既保証債務残高を含み35,000千円の範囲内		3年以内 2.65%以内 3年超7年以内 2.85%以内	責 0.45%~1.50%
	小規模小口 資金保証	20,000 既保証債務残高を含み20,000千円の範囲内	運転資金 設備資金 5年以内 7年以内 (据置、1年以内)	3年以内 2.35%以内 3年超7年以内 2.55%以内	0.45%~1.50% セーフティネット保証 0.70% 商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会からの推薦がある場合は0.05%減じた率(一部市町村で保証料補給を実施)
	特別小口 資金保証	20,000 他の特別小口保証債務残高を含み20,000千円の範囲内		3年以内 2.40%以内 ※NPO法人は2.65%以内 3年超7年以内 2.60%以内 ※NPO法人は2.85%以内	0.70% ※NPO法人は責0.60%
中小企業成長応援資金保証	成長応援資金	50,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、2年以内)	3年以内 2.65%以内 3年超10年以内 2.85%以内 東北・沿岸地域の方は、0.10%減じた率 セーフティネット保証 1~4号、6号の場合は0.25%減じた率	責 0.45%~1.50% セーフティネット保証(1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号)責 0.60% 経営革新関連保証 0.60% 危機関連保証 0.60%
	事業承継資金	80,000	事業を営む会社を継承した代表者が必要とする経営承継法に規定する資金 10年以内 (据置、2年以内)	3年以内 2.65%以内 3年超10年以内 2.85%以内	責 0.45%~1.50%
いわて起業家育成資金保証	育成資金保証	20,000 40,000 (運転・設備併用の場合は40,000以内)	運転資金 設備資金 10年以内 15年以内 (据置、設備2年以内、運転1年以内)	3年以内 2.65%以内 3年超10年以内 2.85%以内 10年超15年以内 3.05%以内	責 0.45%~1.50%
	創業資金保証	35,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、1年以内、一定の要件を満たした場合は3年以内)	3年以内 2.40%以内 3年超10年以内 2.60%以内	0.70% スタートアップ創出促進保証を適用する場合 0.90%
	若者・女性 創業支援 資金保証	10,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、1年以内、一定の要件を満たした場合は3年以内)	年 1.90%以内 ※R8年度融資実行分より県の補給なし	0.00% スタートアップ創出促進保証を適用する場合 0.00% 岩手県及び当協会が保証料補給を実施するため自己負担無し

※(借換可)は、既存の借入を借換できる制度です。他にも借換ができる制度がありますので、当協会にお問い合わせください。

市町村の保証制度

保証制度名	対象者	保証限度(千円)	資金使途・保証期間	貸付利率	保証料率(年率) (責任共有保証料率)
市町村中小企業 振興資金保証	各市町村に事業所を有する中小企業者	小 □ 12,500 中 □ 37,500 ※小口・中口を合せて37,500千円以内 経営安定 25,000 開 業 12,500 ※小口・中口・経営安定・開業を合わせて50,000千円以内	運転資金 設備資金 7年以内 10年以内	3年以内 3.25%以内 3年超10年以内 3.45%以内 セーフティネット保証1~4号、6号及び特小の場合は0.25%減じた率 ※特小のNPO法人は 3年以内 3.00%以内 3年超10年以内 3.20%以内	責 0.45%~1.70% セーフティネット保証(1~4号、6号) 0.90% (5号、7~8号)責 0.80% 特別小口保証 0.90% ※特小のNPO法人は責 0.80%

市町村制度の対象者、保証限度、保証期間、貸付利率等の取り扱いについては、それぞれの市町村の実施要綱により若干異なります。

令和8年4月1日

CREDIT GUARANTEE GUIDE

保証制度のご案内

~寄り添う!支える!そしてともに走る!

毛越寺 大泉が池(平泉町)

対象中小企業者
について

- 県内において事業を行なっている中小企業者となります。
- 個人の場合は、住居又は事業所を県内に有する。
 - 法人の場合は、本店又は事業所を県内に有する。
 - 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。 保証料率、貸付利率等詳細については、各保証制度等によりますので、当協会の本・支所にご相談ください。

岩手県信用保証協会 ☎0120-972-150

盛岡市長田町6-2 ☎019-654-1500(代表)

<https://www.cgc-iwate.jp>

本所営業部(全て直通)

保証一課 ☎019-654-1501

保証二課 ☎019-654-1502

釜石支所 ☎0193-27-8361

宮古支所 ☎0193-62-2700

二戸支所 ☎0195-23-4115

一関支所 ☎0191-23-2533

大船渡支所 ☎0192-27-1224

奥州支所 ☎0197-25-3171



当協会のHPへの
アクセスはこちら

協会の主な保証制度

なお、この他にも協会の保証制度があります。また貸付利率は、各金融機関の所定利率となります。詳細については、当協会の本・支所にご照会願います。

保証制度名	対象者	保証限度(千円)	資金使途・保証期間	保証料率(年率) (責任共有保証料率)	
普通保証 ※(借換可)	県内に事業所を有する中小企業者	無担保 80,000 200,000 400,000 組合 (セーフティネット保証は別枠で利用できます)	運転資金 設備資金 5年以内 15年以内 (据置、設備2年以内)	責 0.45%~1.90% セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.90% (5号、7~8号)責 0.80%	
モニタリング強化型 特別保証	認定支援機関との連携により月次業況の把握および経営状況報告を行う中小企業者 ※認定支援機関が申込金融機関の場合、総借入残高のうちプロパー融資が5割以上残高を有する金融機関に限る	無担保 80,000 200,000 400,000 組合	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内	責 0.45~1.90% ※一部国から保証料補助あり	
短期継続型保証「Sing」 ※(借換可)	以下の要件を全て満たす中小企業者【法人の場合】 (1)1期(12か月)以上の決算を行っていること。 (2)申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先であること。 (3)直近決算書で経常黒字であること。また、5年以内に経常黒字が見込まれる計画であること。 (4)申込金額が20,000千円超の場合は、直近の決算で債務超過でないこと。または、5年以内に債務超過の解消が見込まれること。 【個人の場合】 (1)1期(12か月)以上の確定申告を行っていること。 (2)申込金融機関において与信取引を1年以上有し、今後も支援育成していきたい先であること。 (3)直近2期のいずれかの決算書で青色申告特別控除前の所得金額と減価償却費の合計がプラスであること。 ※組合は対象外	50,000	運転資金 (1年毎の借換により最大5年間まで継続可) (5年間返済不要)	責 0.45%~1.90%	
短期継続型保証「10ing」 ※(借換可)	以下の要件を全て満たす中小企業者 ①以下いずれかの認定等を受けていること ・「いわて脱炭素化経営企業等認定制度(いわて地球環境にやさしい事業所)」の認定を受けていること ・「いわて女性活躍企業等認定制度」の認定を受けていること ・「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」の認証を受けていること ・「いわて働き方改革推進運動」に参加していること ・「パートナーシップ構築宣言」を作成、公表していること ②申込金融機関に本制度申込金額の10%超のプロパー残高があること、又は、同時実行を受けられること ※組合は対象外	80,000	運転資金 (1年毎の借換により最大10年間まで継続可) (10年間返済不要)	責 0.45%~1.90%	
エステート 30	県内に事業所を有し、事業用不動産の取得等を必要とする中小企業者	200,000	不動産取得資金 30年以内 (据置、2年以内)	責 0.35%~1.80%	
協調支援型特別保証制度	①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12ヶ月以上)のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 上記いずれかの要件を具備する中小企業者	無担保 80,000 200,000 400,000 組合	運転資金 設備資金 (据置、運転は1年以内、設備及び運転設備資金は3年以内)	責 0.45%~1.90% ※一部国から保証料補助あり ※要件、申込年度によって補助率に変動あり	
長期資金保証	長期安定保証	3年以上引き続き同一事業を営み、経営を安定させるために長期資金の導入を必要とする中小企業者	200,000 (セーフティネット保証は別枠で利用できます)	運転資金 10年以内 (据置、2年以内)	責 0.45%~1.90% セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.90% (5号、7~8号)責 0.80%
	長期経営資金保証 (やくしん)	適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において事業を営み、かつ一定の要件を具備した中小企業者	30,000以上 200,000	運転資金 設備資金 5年以上15年以内 5年以上20年以内 (据置、6ヶ月以内)	責 0.45%~1.90%
東日本大震災 復興緊急保証	①直接被災者で、罹災証明を受けた方 ②間接被災者で震災発生後の最近3ヶ月につき、震災の影響を受ける直前の同期比10%以上売上が減少しており、市町村等から証明を受けた中小企業者	無担保 特別小口 20,000 無担保無保証人 20,000 組合 (セーフティネット保証、災害関係保証と合算して以下のとおり利用できます) 400,000 無担保 160,000 無担保無保証人 40,000 400,000 組合 800,000	①本制度の保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金 ②震災復興支援機関により買取された債務の返済資金 (本件および他借入、自己資金による完済見込みの場合のみ)	0.80%	
災害関係保証	激甚災害を受けた各要件を満たす中小企業者	無担保 80,000 200,000 (一般保証と別枠、セーフティネット保証と同枠で利用できます)	運転資金 設備資金 10年以内 15年以内 (据置、3年以内)	0.70%	
根保証	根保証 (手形貸付・割引根保証)	予め一定の極度額、期間を定め、その範囲内において反復継続して運転資金を必要とする中小企業者	組合 200,000 400,000	運転資金 2年以内	責 0.45%~1.90% 手形割引根保証は 責 0.39%~1.62%

保証制度名	対象者	保証限度(千円)	資金使途・保証期間	保証料率(年率) (責任共有保証料率)	
根保証	当座貸越根保証	一定の要件を具備し、反復継続的に安定的な事業資金を必要とする中小企業者 (組合は企業組合、協業組合に限る)	1,000以上 280,000	事業資金 1年間又は2年間	責 0.39%~1.62%
	事業者カードローン 当座貸越根保証	一定の要件を具備し、反復継続的に安定的な小口の事業資金を必要とする中小企業者 (組合は企業組合、協業組合に限る)	1,000以上 20,000		
	小規模事業者向け カードローン 当座貸越根保証「スモール」	一定の要件を満たす小規模事業者 従業員20人(商業・サービス業は5人。 宿泊業・サービス業は20人)以内	100以上 3,000		
経営安定関連保証 ※(借換可) (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市町村の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有する中小企業者	無担保 (特別小口 80,000 20,000) 200,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、2年以内)	セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.90% (5号、7~8号)責 0.80% (特小) 0.54%	
経営力強化保証	金融機関、認定支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、報告を行う中小企業者	無担保 80,000 200,000	運転資金 設備資金 借換の場合は 5年以内 7年以内 10年以内 (据置、1年以内)	責 0.45%~1.75% 0.50%~2.00%	
事業再生計画実施関連保証 (経営改善・再生支援強化型)	一定の要件を満たす事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者	無担保 (特別小口 80,000 20,000) 200,000	事業再生計画の実施に必要な事業資金 15年以内 (据置、3年以内)	責 0.80% 1.00%	
事業承継特別保証	一定の要件を満たし事業承継を目的とする中小企業者	無担保 80,000 200,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、1年以内)	責 0.45%~1.90% 一定の要件を満たした場合 責 0.20%~1.15%	
小口零細企業保証	小規模企業者 従業員20人(商業・サービス業は5人。 宿泊業・娯楽業は20人)以内	20,000 ※保証付融資残高との合計で 20,000千円以内	運転資金 設備資金 5年以内 7年以内 (据置、1年以内)	0.50%~1.90% セーフティネット保証及び特小は 0.90%	
中小企業特定社債保証	①純資産額が5千万円以上3億円未満で、一定の要件を具備した方 ②純資産額が3億円以上5億円未満で、一定の要件を具備した方 ③純資産額が5億円以上で、一定の要件を具備した方 上記①~③のいずれかの要件を具備する中小企業者	私募債発行限度 560,000 (保証割合80%)	運転資金 設備資金 7年以内 7年以内	責 0.45%~1.90%	
流動資産 担保融資 保証	個別保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を 譲渡担保として提供し、資金を調達しようとする方 ※個別保証は売掛債権のみ譲渡担保 とします。	借入限度額 250,000 根保証における極度額の単位は 百万円、個々の貸越金額及び個 別保証は千円単位とする (保証割合80%)	事業資金 1年以内	責 0.68%
根保証 (ABL保証)	事業資金 1年間				
創業関連保証	一定の要件を満たし創業を目的とする中小企業者	35,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、1年以内)	0.90%	
スタートアップ 創出促進保証	一定の要件を満たし創業を目的とする中小企業者(個人は利用不可)	35,000	運転資金 設備資金 10年以内 10年以内 (据置、1年以内 一定の要件を満たした場合 3年以内)	1.10%	

※(借換可)は、既存の借入を借換できる制度です。他にも借換ができる制度がありますので、当協会にお問い合わせください。

県の主な保証制度

保証制度名	対象者	保証限度(千円)	資金使途・保証期間	貸付利率	保証料率(年率) (責任共有保証料率)
工商観光 振興資金保証	中小企業者	運転資金 設備資金 50,000 100,000 (設備・運転併用の場合は 1企業につき100,000千円 以内) 「産業創造県いわて実現枠」 は別に定める	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (据置、運転1年・設備2 年以内) 危機関連 10年以内	3年以内 3年超10年以内 10年超15年以内 (変動金利) セーフティネット保証1~4号、6号 の場合0.25%減じた率	責 0.45%~1.50% 「いわて子育てにやさしい企業等」認証企業、いわて女性活躍認定企業及び「いわて働き方改革推進運動」参加企業並びに「消防団協力事業所表示制度」により総務消防庁又は市町村からの認定を受けた企業に対しては、年0.05%の割引 セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号)責 0.60% 危機関連保証 0.60%
		中小企業経営安定資金保証	一般対策 ※(借換可)	経営の安定に支障を生じている中小企業者	0.45%~1.50% セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号)責 0.60% 危機関連保証 0.60%
原油高対策 ※(借換可)	原油高の上昇の影響を受けている中小企業者	80,000 セーフティネット保証は別 枠で80,000千円	運転資金 15年以内 (据置、3年以内) 危機関連 10年以内 (据置、2年以内)	3年以内 3年超10年以内 10年超15年以内 セーフティネット保証1~4号、6号 の場合0.25%減じた率	責 0.45%~1.50% セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号)責 0.60% 危機関連保証 0.60%
災害対策 ※(借換可)	災害救助法の適用対象となった災害の発生後、経営環境が悪化している中小企業者	80,000 セーフティネット保証は別 枠で80,000千円	運転資金 15年以内 (据置、3年以内) 危機関連 10年以内 (据置、2年以内)	3年以内 3年超10年以内 10年超15年以内 セーフティネット保証1~4号、6号 の場合0.25%減じた率	責 0.45%~1.50% セーフティネット保証 (1~4号、6号) 0.70% (5号、7~8号)責 0.60% 危機関連保証 0.60%
経営力 強化対策 ※(借換可)	経営力強化保証制度の要件を満たし、認定経営革新等支援機関の支援を受けて、自ら事業計画策定等を行う中小企業者	80,000 セーフティネット保証は別 枠で80,000千円	運転資金 設備資金 借換の場合は10年以内 (据置、1年以内)	3年以内 3年超10年以内 10年超15年以内 セーフティネット保証1~4号、6号 の場合0.25%減じた率	責 0.45%~1.35%
経営改善 サポート ※(借換可)	事業再生計画実施関連保証制度の要件を満たし、一定の要件を満たす事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者	80,000 他経営安定資金との併用 の場合合計160,000	事業再生計画の実施に必要な運転資金・設備資金15年以内 (危機関連保証を適用する場合は10年以内) (据置、1年以内)	3年以内 3年超10年以内 10年超15年以内 (変動金利)	責 0.60% 0.80%

※(借換可)は、既存の借入を借換できる制度です。他にも借換ができる制度がありますので、当協会にお問い合わせください。